

## 平成28年度第1回平塚市建築審査会 会議録

開催日時	平成29年3月14日（火） 午後3時05分から午後4時40分まで		
開催場所	本館 619会議室		
出席者	委員	杉本会長、中込会長職務代理、石原委員、梶委員	
	処分庁	■まちづくり政策部 難波部長 ■建築指導課 渡邊課長、小澤課長代理、榎本主査	
	事務局	■まちづくり政策課 小野間課長、谷田部担当長、西山主査	
欠席者	委員	石亀委員	
開催形態	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴者	0名
会議録署名委員	杉本会長、石原委員		
会議内容	<p><b>1 開会</b></p> <p>事務局より委員過半数以上の出席のため本会は成立する旨を報告。</p> <p><b>2 議事</b></p> <p><b>議案1 建築基準法第43条第1項ただし書許可の同意について（1件）</b></p> <p>提案案件として処分庁から資料により概要を説明。（議案1）</p> <p>○委員質疑 建物の用途は。</p> <p>○処分庁回答 動物保護センターです。動物愛護を目的としています。</p> <p>○委員質疑 施設の動物の収容規模は。</p> <p>○処分庁回答 犬が133匹、猫が181匹、鳥が12羽で、現状よりも収容規模は若干大きくなります。</p> <p>○委員質疑</p>		

ブロワー庫について、通風や臭いの関係であると考えられるが、対象地区に臭いの規制等はあるか。

○処分庁回答

ブロワー庫については浄化槽に酸素を供給するためのものであるとのことです。なお、この地域に臭いに関する規制はありません。

○委員質疑

公共的施設の建築については、用途には規制がないという理解でよいのか。

○処分庁回答

市街化調整区域ですが、都市計画法により許可不要となります。

以上のほか質疑等がないため、委員全員が同意するとの議長のまとめ。

## 議案 2 平塚都市計画高度地区の適用の除外に係る意見聴取について (1件)

意見聴取案件として処分庁から資料により概要を説明。(議案 2)

○委員質疑

市道追分 7 号線の幅員は。

○処分庁回答

15mです。

○委員質疑

今回の増築で診療科目、病床数は増えるのか。

○処分庁回答

増えないとのことです。

○委員質疑

患者用の駐車場の収容台数は増えるのか。

○処分庁回答

収容台数について、現状が176台に対して、229台に増加します。

○委員質疑

病院の出入り口の位置については変わってくるのか。

○処分庁回答

若干北寄りになりますが、ほぼ変わらない計画です。

○委員質疑

建設中の診療についてはどのように行うのか。

○処分庁回答

本件については、現在建築物のないところに建築する計画となっているので、診療には影響はありません。なお、駐車場については、現在職員宿舎用の駐車場も患者用になるとのことです。

○委員質疑

既存建築物についても高さが基準外になっているのか。

○処分庁回答

最高高さは49mですが、既存建築物については、市の高度地区の制限ができる前の建築物です。

○委員質疑

用途上やむを得ないものなどが基準の適用除外となることは理解で

きるが、どの程度の高さまで許容する考えなのか。

○処分庁回答

適用除外となる建物といえども、高度地区の運用基準内に誘導することは必要と考えており、見付面積が同じであれば、同規模の建築は可能という運用をしています。本案件については、1年以上かけて協議を行っており、本日の案件資料についてはその結果としての姿となっています。また、景観に関する協議も担当課と行っています。

○委員質疑

そのあたりの経緯を含めた記載をしておくべきではないか。

○処分庁回答

経緯は記録としてまとめます

○委員質疑

先ほど、景観協議の話が出たが、そちらもOKとなっているのか。

○処分庁回答

景観協議でもまとまる予定です。

### 議案3 建築基準法第43条第1項ただし書許可に係る包括同意基準に基づく報告について（10件）

報告案件として処分庁から資料により概要を説明。（議案3-①～⑩）

（主な意見等）

○委員意見

⑤の43条ただし書き空地について、0.5mの後退としているが、なぜか。

○処分庁回答

道路幅員についてまちづくり条例で求められる4.5mとするため、後退しました。

○委員質疑

⑨について、43条ただし書き空地の部分は舗装されているのか。

○処分庁回答

簡易舗装で、有効幅員は4.5m、車のすれ違いも可能です。

○委員質疑

道路の後退部分は無償提供されるのか。

○処分庁回答

無償提供です。

### 議案4 建築基準法第56条の2第1項ただし書許可に係る包括同意基準に基づく報告について（4件）

報告案件として処分庁から資料により概要を説明。

（議案4-①～④）

（主な意見等）

○委員質疑

①について、日影が問題となる建物の建築確認は大磯町か。

	<p>○処分庁回答 建築物の建築確認は大磯町です。問題となる日影部分が存在するのが平塚市となります。</p> <p><b>その他</b> 事務局より次年度の建築審査会について説明。</p> <p><b>3 閉会</b></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
--	---